

子家発 0331 第 5 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
児童相談所設置市			

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公 印 省 略)

虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保  
に向けた取組の積極的な活用について

子ども虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

子ども虐待事案において、乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死亡に至ることがあるとともに、重大な後遺障害を引き起こし得るものであり、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 17 次報告）」においても、子ども虐待死亡事例（心中以外）における直接の死因のうち「頭部外傷」が最も多いと報告されている。

また、令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」（実施主体 PwC コンサルティング合同会社。以下「令和 2 年度調査研究」という。）の報告書において、全国の児童相談所による乳幼児頭部外傷事案への対応実態の把握を行った上で児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷事案の場合は医師による意見が重要であるが、「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題の一つとして指摘されている。

令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」（実施主体 PwC コンサルティング合同会社）では、令和 2 年度調査研究を踏まえつつ、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案を受理した際の対応の実態を把握し、対応における課題の整理及び児童相談所の対応におけるヒントをまとめた事例集を作成することを目的に、ヒアリング調査等を実施している。

その上で、令和2年度調査研究等を踏まえ、セカンドオピニオンを求める先が少ない地域でも、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断実績がある医師にアクセスできるよう、該当する全国の医師の情報を厚生労働省がまとめ、全国の児童相談所に周知することが期待されるとの指摘がなされたことを踏まえ、厚生労働省から各関係学会の協力を求め、賛同の得られた関係学会の情報提供に向けて厚生労働省において関係学会と調整した。

これにより、令和4年度より、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、別添の3に示すこれらの関係学会において近隣等の医師を児童相談所に紹介して頂く取組を開始することとした。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市の児童福祉部主管部（局）におかれては、本取組についてご了知いただくとともに、貴管内の児童相談所に対しても周知をお願いしたい。詳細は、別添を参照いただきたい。

また、各児童相談所におかれては、本取組についてご了知の上、積極的に活用いただき、当該事案発生時に迅速に対応できるよう、事前に医師との関係構築を図り、より充実した児童虐待対応のための体制の整備を進めていただくようお願いする。

**【照会先】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

保健指導専門官 長谷川

TEL : 03-5253-1111（内線 4894）

Mail: juudaijirei@mhlw.go.jp

## 虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師を 紹介する取組について

### 1. 関係学会の協力による取組の概要について

令和4年度より、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、各関係学会の連絡先への問合せにより、近隣等の医師を児童相談所に紹介して頂くもの。

### 2. 虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師との事前調整について

本取組に協力する医師については、適宜、児童相談所の近隣等の医師を紹介して頂くことを想定している。可能であれば、児童相談所において事前に医師との関係構築を図った上で、当該医師が求める検査結果等の医学的情報についても事前に調整しておき、事案発生時に迅速かつ円滑に医学的助言やセカンドオピニオンを求められるよう、医師との連携体制の構築を図りたい。

また、当該医師への報酬については、適宜、各自治体において当該医師と相談の上で決定する必要がある。なお、本取組において協力を得た医師や医療機関に対する報酬等には、児童虐待防止対策支援事業の医療的機能強化事業を活用することができる。

#### ※医療的機能強化事業：

協力医療機関等（医学的知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。）からの専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化することを目的とし、都道府県等が、地域の医療機関との契約締結等により医療的機能の強化を図った場合に係る費用の補助を行っている厚生労働省の予算事業。

### 3. 本取組を実施する関係学会の連絡先等について

本取組を実施する関係学会は以下のとおりであり、各関係学会における特記事項等を参照の上、各関係学会の窓口にお問い合わせいただきたい。

なお、関係学会の窓口の連絡先や問い合わせ可能な時間については、別途、事務連絡によりお伝えする。

・本取組を実施する関係学会（五十音順）

学会名	対応可能な症例	特記事項
一般社団法人 日本子ども虐待医学会	「虐待による乳幼児頭部外傷」事例で、児童相談所がセカンドオピニオンを希望する症例	・問合せ可能時間以外の緊急対応窓口を準備している。事前に把握したい場合等、問合せ可能な時間に学会窓口までご連絡いただきたい。
一般社団法人 日本脳神経外科学会	提示いただいた、乳幼児の急性期あるいは亜急性期の患者の画像所見・神経学的所見・全身所見をもとに虐待に関する意見を述べること	・問い合わせを受けて、学会に登録されている医師の中から原則1名（必要に応じて複数名）を児童相談所に推薦する。
公益財団法人 日本眼科学会	虐待による乳幼児頭部外傷が疑われ、眼底の所見から虐待が疑われるかどうかの評価が必要な場合	令和4年度中に対応可能な医師を把握し、対応予定。
公益社団法人 日本医学放射線学会	虐待による乳幼児頭部外傷（疑いを含む）の画像診断装置(CT、MRIなど)で撮像された画像に関する相談	・相談の際、画像診断装置（CT、MRI など）で撮像された画像データをデジタルデータ（CD、DVD など）として提供可能であること。 ・学会として対応可能となる時期は、令和4年（2022年）5月頃となる見込み。
公益社団法人 日本小児科学会	虐待が疑われる頭部外傷事案全て	・問い合わせを受けて、学会から該当県に登録されている医師のリストを児童相談所に提供し、児童相談所が医師を選択して直接連絡いただく。 ・学会として対応可能となるのは、令和4年（2022年）5月以降となる見込み。
特定非営利活動法人 日本法医学会 日本法医病理学会	虐待が疑われる事例の全て（頭部外傷や軽微な損傷にかかわらず）	・直接子どもを診察できない場合は、写真での対応も可能（メールや直接持ち込みのいずれの場合も対応可）。 ・地域に関係なく、担当医が迅速に対応する。